〈判例研究〉

区域外避難者(いわゆる自主避難者)の損害賠償請求

「京都地判平成28年2月18日、平成25年(ワ)1446号、損害 賠償請求事件、D1-law.com判例体系 判例ID28241066

福田 健太郎

I 事実の概要

- (1) X_1 (男性) $E(X_2)$ (女性) は一時期婚姻関係にあったが、その後離婚し、現在は内縁関係にある。 X_3 、 X_4 、 X_5 は、 X_1 と X_2 との間に生まれた子である(X_3 のみ婚姻中に生まれた子)。2011年3月11日の福島第一原発事故(本件事故)当時、 X_1 は株式会社 A(2)ラブ・喫茶店経営の母体)の代表取締役(毎日 A 社事務所や店舗に出勤し、長時間働いていた)、 X_2 は A の取締役であり(A の経理を担当し、毎日同社事務所に出勤していた)、 X_1 ~ X_4 は福島県郡山市 (1) に居住していた(X_5 は本件事故後に出生)。
- (2) 2011年3月11日19時頃、原子力災害対 策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から原 子力緊急事態宣言が発せられ、福島第一原発 から3km 圏内に居住している住民に対し避 難指示、3km から10km 圏内の住民に対し 屋内避難指示が出された。その後、避難指示 は福島第一原発から20km 圏内の住民に対す るものに(12日)、屋内退避指示も福島第一 原発から20km から30km 圏内の住民に対す るものに(15日) それぞれ拡大された。同年 4月22日には警戒区域、計画的避難区域、緊 急時避難準備区域が設定され、同年6月30日 以降、特定避難勧奨地点も設定された。2012 年4月1日以降は、これらの区域が避難指示 解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域 に再編された。郡山市の X₁らの住居所在地

はこれらのいずれの区域にも含まれておらず、特定避難勧奨地点にも当たらない。

- (3) X₁~X₄は、①2011年3月13日、X₁が知 人から本件事故の危険性を伝えられたことを 契機として、X2が妊娠中で、X3、X4が幼かっ たことを考慮して、福島県会津地方を目指し て避難を開始(14日にはAの従業員とその 家族も合流し、合計14名で行動)、②同月15 日、新潟県に向かい、同日と翌16日は糸魚川 市のホテルに宿泊、③その後、金沢市を目指 し、同月17日から19日までは同市のホテルに 宿泊、20日以降は、金沢市内の賃貸物件で生 活を開始、④同年5月16日、(郡山市に戻る ことを決めた従業員1名を除き) 金沢市から 京都市左京区岩倉の建物へ移転(金沢市でコ ンビニ経営等の新規事業を計画したが同所で の見通しが立たなかったこと、福島県からの 避難者であることを理由とした差別的視線を 感じたこと、共に避難している者の中に京都 市での生活にあこがれている者が多かったこ とが理由である。なお、同年9月、従業員1 名とその家族は岩倉の住居から京都市の別の 場所に転居)、⑤同年9月30日、京都市右京 区太秦へ移転(2012年9月から10月にかけ て、残りの従業員が岩倉の住居から転居)、 ⑥2014年4月頃、右京区の住居から兵庫県芦 屋市の建物へ移転した。
- (4) 本件事故当時、Aの従業員数は、役員 と正社員が合計12名、アルバイトが40名余 で、同社はクラブGと喫茶店Iを営業して

いたが、2011年3月12日、Jの営業を廃止し、同年6月上旬までの間、Gの営業を停止していた。同年4月18日、XiはAの代表取締役を辞任し、2012年11月30日にはAの取締役も辞任した。

- (5) 本件事故以前、X₁には、精神疾患の既往歴はなかったが、2011年5月2日金沢市のクリニックで不眠症、同年9月27日には京都市の病院でうつ病、不眠症、同年11月28日には京都市の別の病院でPTSDと診断され、現在に至るまで、X₁には気分の落ち込み(抑うつ気分)が見られる。
- (6) 原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)は、中間指針第1次追補、同第2次追補において、自主避難者⁽²⁾の損害も一定範囲で賠償の対象となることを示し、Y(東京電力)は、これらを踏まえて、自主避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者等を対象にして、一定額を賠償する方針を示した。Yは、この方針に基づいて、2013年7月19日、 X_1 に対して8万円、 X_2 、 X_3 、 X_4 、 X_5 に対してそれぞれ60万円を賠償し、同年8月28日、 X_1 、 X_2 に対してそれぞれ4万円、 X_3 、 X_4 、 X_5 に対してそれぞれ4万円、 X_3 、 X_4 、 X_5 に対してそれぞれ12万円を賠償した。
- (7) X_1 らは、本件事故のために、 X_1 ~ X_4 は 郡山市から自主避難せざるを得なくなり、 X_1 が精神疾患に罹患したことで、 X_1 らは精神的 苦痛を被り、 X_1 、 X_2 は就労ができなくなった などと主張して、原子力損害の賠償に関する 法律(原賠法) 3条 1 項本文に基づいて、以下のとおり請求した(遅延損害金は省略)。
 - ① X₁: 自主避難に伴う費用、通院に伴う 費用(通院慰謝料を含む)、休業損害、 慰謝料(精神疾患に罹患したことによる 苦痛を除く)、放射能測定費用、弁護士 費用、合計1億1609万円余
 - ② X₂: 休業損害、慰謝料、弁護士費用、 合計4823万円余
 - ③ X₃: 慰謝料、弁護士費用、合計1163万円余

- ④ X₄: 慰謝料、弁護士費用、合計545万円 余
- ⑤ X₅: 慰謝料、弁護士費用、合計298万円 余
- (8) 本件における争点は、① X₁が支出し た自主避難に伴う費用は本件事故と相当因果 関係のある損害に当たるか、②Xiが支出し た通院に伴う費用は本件事故と相当因果関係 のある損害に当たるか、③ X₁の休業損害は 本件事故と相当因果関係のある損害に当たる か、④ X₂の休業損害は本件事故と相当因果 関係のある損害に当たるか、⑤本件事故と相 当因果関係のある X₁らの慰謝料額、⑥ X₁の 放射能測定費用(株式会社Hに依頼して 2013年6月に郡山市の住居付近の空間線量を 測定した)は本件事故と相当因果関係のある 損害に当たるか、⑦本件事故が X₁の精神疾 患に寄与した割合、⑧本件事故と相当因果関 係のある損害は中間指針追補により示された 損害に限られるか、である。

Ⅱ 判旨 一部認容【控訴】③

(1) 争点① (X₁が支出した自主避難に伴う 費用) について

「科学的知見等に照らせば…年間20 mSv を下回る被ばくが健康に被害を与えるものと認めることは困難といわざるを得ない」。「本件事故による危険性が残存し、又はこれに関する情報開示が十分になされていない期間中自主避難を続けることは相当であること、被告が、平成24年8月31日まで自主避難を続けることの合理性を争っていないことなどからすると、原告らが、同日までの間自主避難を続けることには合理性を認めることができる」が、9月1日以降は避難を続けることの合理性は認められない。

X₁らは金沢市から京都市に転居しているが、「自主避難先で計画した起業が奏功しなかったために更なる転居をしたとしても、放射線被ばくの危険を回避し、これが解消され

るまでの間暫定的に避難を続けるという自主 避難の性質に鑑みれば……特段の事情のない 限り、上記のような更なる転居に伴う損害に ついて賠償を求めることはできない」。本件 では、特段の事情は認められない。また、A の従業員及びその家族の避難費用を負担する ことに合理性はない。

X₁が支出した自主避難に伴う費用831万円 余のうち本件事故と相当因果関係のある損害 に当たるのは133万円余である。

(2) 争点②(X₁が支出した通院に伴う費用)について

「 X_1 が PTSD に罹患したと認めることはできない」が、「不眠症及びうつ病は、本件事故が主な原因の一つというべきであるから、これらの発症と本件事故との相当因果関係がある」。

X₁が支出した通院に伴う費用286万円余の うち本件事故と相当因果関係のある損害に当 たるのは128万円余である。

(3) 争点③ (X₁の休業損害) について

「X₁は、平成20年6月1日以降、平成23年2月28日までの間、平均して月額76万3636円の役員報酬をAから受け取っている」。「X₁の不眠症及びうつ病への罹患と本件事故との間の相当因果関係が認められ……本件事故後、現在に至るまで、X₁は本件事故によって就労不能状態にあったと認められる」。請求額6760万円のうち、本件事故と相当因果関係のある X₁の休業損害は、4171万円余と認められる。

(4) 争点④(X₂の休業損害)について

「月額40万円を基準額とした減収及びこれと本件事故との相当因果関係がそれぞれ認められる」が、「自主避難の合理性が認められる期間が本件事故後平成24年8月31日までであ」ることなどからすると「本件事故と相当因果関係の認められる X₂の就労不能期間は、本件事故後、平成24年8月31日まで」であり、請求額2180万円のうち、本件事故と相当

因果関係のある休業損害は720万円である。

(5) 争点(5) (慰謝料額) について

 X_1 、 X_2 については100万円が相当。 X_3 ~ X_5 についてはYから既に支払われた72万円を超えるとは認められない。

(6) 争点⑥ (2013年6月に行った放射能 測定費用) について

「自主避難としての合理性が認められるのは平成24年8月31日までであり、上記測定は自主避難の合理的期間経過後に行われたものであるから、本件事故によって余儀なくされたものとは認められ」ず、その費用は本件事故と相当因果関係のある損害ではない。

(7) 争点⑦ (本件事故がX₁の精神疾患に寄 与した割合) について

「自主避難者の行動として合理性が認められない様々な行動等に伴うストレスを受けたと見受けられ、これらが X_1 が罹患した上記精神疾患の悪化に相当程度寄与したと考えられる」から、民法722条2項の類推適用によって、 X_1 の通院費用と休業損害を60%、 X_2 の休業損害と慰謝料を30%、それぞれ減ずるのが相当。

(8) 争点⑧ (中間指針追補の位置付け) について

「中間指針等の対象とならなかったものが 直ちに賠償の対象とならないというものでは なく、個別具体的な事情に応じて相当因果関 係のある損害と認められることがあり得る」。

(9) 結論

Yは、X₁に対しては、自主避難に伴う費用 133万余、通院費用51万円余、休業損害1668 万円余、慰謝料100万円、弁護士費用195万円 の合計2148万円余(+遅延損害金)、X₂に対 しては、休業損害504万円、慰謝料70万円、 弁護士費用57万円の合計631万円(+遅延損 害金)の支払義務を負う(2013年に支払われ た分は遅延損害金に充当)。

Ⅲ 研究

1. はじめに

復興庁が公表しているデータによると、 2017年4月13日現在における避難者の数は10 万9008人である(4)。しかし、避難者の定義が 明確でないため、そのうち福島第一原発事故 を理由として避難している者の数がどれだけ なのかは不明である。また、復興庁のデータ は「各地方公共団体の協力を得て」作成され たものであるが、各地方公共団体が避難者数 を把握する際に依拠する(5)総務省の「全国避 難者情報システム」は登録が任意であり、登 録していない避難者も多数いることが推測さ れることを考えると(6)、避難指示が出されて いる区域以外からの避難者(いわゆる自主避 難者。本稿では「区域外避難者」という)を 含む原発事故による避難者の数はもっと多い と考えられる。とはいえ、正確な数を把握す ることは、実際上は極めて困難である⁽⁷⁾。

ところで、区域外避難者に対しては、東京 電力からの賠償がほとんどないだけでなく、 行政からの支援も極めて不十分である。どの 地域から避難したのかということによっても 内容は異なるが(8)、東京電力からの賠償につ いていえば、その対象はごく一部の地域から の避難者に限定されており、額もわずかであ る⁽⁹⁾。行政上の支援についても、ほぼ唯一の 効果的な支援策であった災害救助法に基づく 応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上制 度が2017年3月末で打ち切られ(福島県から の避難者)、区域外避難者は経済的に非常に 厳しい状況に追い込まれている(10)。もとよ り、厳しい状況の中で自分の力で生活を再建 した(あるいは、再建しつつある)避難者も いるわけであるが、支援を必要とする避難者 が少なくないことは事実である⁽¹¹⁾。そのよ うな状況にあって、被災者に寄り添うという 姿勢は政治にはみられない。「東京電力原子 力事故により被災した子どもをはじめとする

住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」 (平成24年6月27日法律第48号。いわゆる「子ども・被災者支援法」)が骨抜きになっていることからも読み取れるように、政治を通じて支援を期待することはほぼ不可能な状況になっている(12)。最後の手段として司法による救済を求めることになるわけである。客観的に見ても、正当な賠償を受けることができない現状は正常でない。

本判決は、区域外避難者の請求を認めたお そらく初めての判決として位置付けられる(13)。 判決は、東京電力に対し、約3000万円の支払 を命じており、この点だけを見れば被災者の 現状に目を向けた判決ということができるよ うにも思える。しかし、本件では、精神疾患 に罹患したことが賠償額を高額にしたにすぎ ず、いわゆる20mSv 基準論をはじめ個別の 項目については大いに疑問のあるものになっ ている。吉田邦彦は、本判決を、①補償期間 限定の根拠(20mSv 基準)、②「自主避難 | の理解の仕方の狭さ、③損害認定の狭さ、④ 寄与度認定の無造作さといった観点から批判 しているが(14)、検討すべき項目としては概 ね網羅されている。以下では、そのうちの 20 mSv 基準論と損害論を中心に検討を行う ことにする。

2. いわゆる20 mSv 基準論

本判決は、区域外避難に伴う費用が本件事故と相当因果関係のある損害に当たるかを判断するにあたって、「自主避難の合理性が認められる期間」という項目を設け、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告等に照らせば「年間20mSvを下回る被ばくが健康に被害を与えるものと認めることは困難といわざるを得ない」として、区域外避難が合理的なものかどうかを判断する基準を年間被曝線量20mSvに設定した。本件では、東京電力が2012年8月31日までの区域外避難の合理性を争ってい

なかったことから、同日までの合理性は認められたが、9月1日以降の郡山市の放射線量は「年間20 mSv に換算される $3.8\,\mu$ Sv 毎時を大きく下回って」いることから、避難を続けることの合理性は認められず、2012年8月31日までの避難によって被った損害が賠償の対象となることとなった。

年間被曝線量 $20\,\mathrm{mSv}$ という数値は、2011年4月22日に、計画的避難区域を設定する際の基準となったものであり、その後の避難区域の設定・解除の基準となっているものでもあるが $^{(15)}$ 、この数値の根拠となっているのは ICRP の2007年勧告である $^{(16)}$ 。同勧告は、「緊急時被ばく状況」 $^{(17)}$ における参考レベル $^{(18)}$ を年間 $20\,\mathrm{mSv}$ から $100\,\mathrm{mSv}$ のバンドに設定しており $^{(19)}$ 、政府は、2011年4月22日の段階でこの下限値を採用したわけである。

区域外避難者は、政府が避難を指示してい ない区域、すなわち年間の空間線量が20 mSv を下回る区域から避難しつつ、避難に伴う費 用が本件事故と相当因果関係にある損害であ るとして賠償請求しているわけであるから、 この基準が妥当でないということをも主張す ることになる。基準が妥当でなければ(正確 に言うと、より低い値が基準として妥当で あって、元の居住地の空間線量がその基準と なる数値を上回っているのであれば)、避難 をすることも合理的だということになるし、 逆に、基準が妥当であれば、区域外避難に合 理性はなく、そのような避難に伴う損害は賠 償の対象にならないということになる。そし て、基準の妥当性を否定する際の根拠として しばしば挙げられるのが、従来の法体系との 一貫性や福島県の県民健康調査の結果であ る。本件の原告が主張しているところでもあ るが、判決文によると、原告は、まず前者に ついて、「我が国の法令は、一般公衆に対し て、実効線量……年間1mSv を超える被ばく をさせないように求めている」、あるいは、 「我が国の法令は、放射性物質によって汚染

される物の表面の放射性物質の密度が、セシ ウム137の場合で1 m²当たり4万 Bg を超え るおそれのある区域を『放射線管理区域』と した上で、同区域への人の不必要な立入りを 防止することなどを定めている」と述べてい る。また、後者については、「福島県は、本 件事故後、県民健康管理調査として、福島県 民のうち本件事故時に18歳以下であった子供 全員に対して甲状腺検査を実施し、順次その 結果を公表している。これによれば、小児甲 状腺がんは100万人当たり約3.3人に発症する 疾患であるにもかかわらず、福島県で発見さ れた小児甲状腺がん罹患者は137人にのぼる」 としている。このような状況に照らすと、区 域外避難を続けることには合理性があるとい うわけである。しかし、本判決は、これらの 主張を退け、被告の主張を全面的に採用し、 避難の合理性を否定している。

判決に対しては、ICRPの「現存被ばく」の参考レベルに言及していないとか⁽²⁰⁾、LNTモデルに依拠した場合の20 mSv 以下の低線量被曝のリスクは低いものではない⁽²¹⁾という批判がなされているが、共通するのは年間20 mSv という基準の合理性に対する強い疑問である。この基準が合理的で、安全か否かを分ける分水嶺になるのであれば、判決が述べるように、避難をすることに合理性はないということになる。

では、20 mSv という基準に合理性があるのかということであるが、ICRP の参考レベルは、2007年勧告自体が述べるとおり、「"安全"と"危険"の境界を表」すものではない(21-2)。程度はともかくとして、20 mSv であっても(さらにいえば1 mSv であっても)リスクは存在するわけである(21-3)。本判決もリスクがゼロではないことを認めている。そもそも、科学的知見というのは、将来において塗り替えられる可能性を本質的に内包しているものである。仮に、年間20 mSv というのが、現在の科学的な知見に照らして、避難の合理性

を判断する基準値として妥当であるとして も、それは現時点での知見によればという条 件付きのものであり、この基準が客観的に 「正しい」ということを担保するものではな い(22)。将来にわたって被害が出ないという ことを保証するものではないのである。生命 や健康といった完全性利益は、それに対する 影響が明らかになった時点では既に手遅れで あるという特殊性がある。特に環境中にむき 出しの状態で存在する放射性物質について は、何かに注意すれば避けられるというもの ではなく、そこで生活する以上、避けられな いものである。リスクが小さくても、リスク がないとはいえない以上、そのリスクを避け る行為は法的保護に値するものであり⁽²³⁾、そ の意味では、避難の合理性という問題の立て 方自体が適切ではないのである。

本件事故で大量の放射性物質が環境中に放 出されたことにより、国土が広範囲にわたっ て汚染され、近い将来に元に戻すことは不可 能であるという客観的な事実があり、健康等 に与えるリスクもないとはいえないのであれ ば、最終的な判断はひとりひとりに委ねるし かない。自己の安全と生存を確保することは 憲法13条によっても根拠付けられる基本的人 権のひとつであり、自己決定権という言葉を 用いるかどうかはともかく、避難するあるい は避難しないという選択は等しく尊重されな ければならない。避難の合理性などという言 葉によって相当因果関係を否定するのは妥当 でなく、本件事故によって放出された放射性 物質によるリスクを避けるために避難を選択 しそれによって損害を被っているのであれ ば、その損害は当然賠償の対象となると考え るべきである⁽²⁴⁾。

3. 損害論 (居住に関する費用)

人の生存に不可欠なものは多いが、住居が そのひとつであることは論を俟たない。住居 が確保されていれば、避難者はそれだけで随 分救われる。XIの請求においては、住居に関 する費用は「避難に伴う費用」の中で登場す る。Xiは、避難に伴う費用として、交通費 (ガソリン代、高速道路料金を合わせて1万 8100円)、転居費用(金沢から京都市左京区 の住居への移転費用、京都市左京区から右京 区の住居への移転費用を合わせて17万6200 円)、金沢でのホテル宿泊代(10万6500円)、 金沢の住居の賃料等(54万5000円余)、京都 市左京区の住居の賃料等(130万3000円余)、 京都市右京区の住居の賃料等(435万3000円 余)、金沢市での生活を始めるに際し、電化 製品等を購入した費用(73万円弱)、家財道 具をそろえるための費用(107万4000円余) 等、合計831万円余りを請求したが、大半を 占めるのは賃料(共に避難していた従業員や その家族の分を含む)である。本判決は避難 に伴う費用として133万円余りを認容した が、避難の合理性が認められる期間を2012年 8月までとした(また、共に避難した者の分 については賠償請求を認めていない)ため、 この結果はある意味必然であると言える。し かし、避難が合理的かどうかを問題にするこ とが適切でないのは前述のとおりであり、少 なくともX1とその家族の分については、 2012年9月以降の賃料についても賠償が認め られるべきである。

問題は、賠償の終期である。避難が続く限り賃料についての賠償が永久に続くのかということであるが、これについては「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第4次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」(2013年12月26日、最終改定2017年1月31日)が参考になる。2011年8月5日の中間指針の段階では、「財物価値の喪失又は減少等」については、「現実に価値を喪失し又は減少した部分」が賠償されるべき損害とされていた(第3[損害項目]10)が、「居住用の建物にあっては同等の建物を取得

できるような価格とすることに配慮する」ことが示された第 2 次追補(第 $2 \cdot 4$)を経て、第 4 次追補では再取得価格での賠償を認める方向に舵が切られた(第 $2 \cdot 2$)。そこでは、たとえば、建物については、「取得のために実際に発生した費用…と本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値…との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額」が賠償されるべき損害として認められることとなった(25)。

第4次追補は、中間指針と比べると被害の 実態に目を向けたものとなっており、基本的 な方向性は支持できるものである。しかし、 「居住用不動産の場合には、被害者がその不 動産を用いて日常生活を送っていたのと等し い状態が金銭的に回復されることが求められ る | (26) わけであるから、賠償について「財物 賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8~10 割まで |(27)という上限を設けるのは適切では なく、端的に、建物の再取得価値から旧住居 の価値を控除した額、または、事故前と同等 の生活を送ることができるようにするために 費やした費用が賠償の基準になると考えるべ きであろう(28)。そして、このような理解は、 従来の損害論と抵触するものではなく(29)、 転居ベースで損害を把握する立場にも親和的 である(30)。第4次追補自体は避難指示区域 の住居についてのものであるが、上述のよう に、避難の合理性という問題の立て方自体が 不適切である以上、以上の考え方は区域外避 難者についても妥当するといえる。もとよ り、将来的に元の居住地に帰還することを前 提に避難している者の場合は異なった考慮が 必要であるが、移住を前提に避難している者 の場合は、上記のように考えてよい(31)。

本件では、賃料を損害と捉えて賠償請求を 行っているが、少なくとも、再取得価値から 旧住居の価値を控除した額に達するまでは、 賠償を受けることができると考えられる。

4. その他

寄与度減額と従業員の避難費用についても簡単に触れておくことにする。まず、寄与度減額についてであるが、本判決は、「自主避難者の行動として合理性が認められないはな行動等に伴うストレスを受けたと見受けたと見受けたと見受けたと考えられる」として、 X_1 の休業損害を60%減額している。寄与度減額は、避難者の自死をめぐる訴訟でも行われているが(32)、それと比べても60%の減額というのは極端である。60%もの減額をする理由を詳細に説明すべきであろう(33)。

次に、従業員とその家族の避難費用であるが、本判決は、「原告らとこれらの者とは別家族であり、これらの者の避難に要する費用について、 X_1 が負担しなければならない理由はない」として、これを否定する。費用を負担する義務が X_1 にないのはそのとおりであるが、現実に負担したことは事実であり $^{(34)}$ 、また、共に避難した従業員らに対しても東京電力は賠償義務を負っているわけであるから、間接被害者(いわゆる肩代わり損害の問題)の損害賠償請求が認められるのと同様の理屈で $^{(35)}$ 、 X_1 の賠償請求は認められるべきである。

注

- (1) D1-law.com 収録の判決文には居住地が都道府 県レベルでしか明記されていないため、本件で登 場する市区や地方の名称については吉田邦彦「東 日本大震災・福島原発事故と自主避難者の賠償問 題・居住福祉課題(上)―近時の京都地裁判決の 問題分析を中心に」法民509号35頁以下(2016年) に依った。
- (2) 自主避難(者)という呼び方の是非については 争いがあるが、判決文は自主避難(者)という言 葉を用いているため、事実の概要と判旨の紹介の 箇所では自主避難(者)という用語を用いる。

- (3) 原告、被告共に控訴している(2016年3月4日 付朝日新聞朝刊、2016年3月9日付朝日新聞夕 刊)。
- (4) 復興庁「全国の避難者等の数」(2017年4月28日)。自県外に避難している者の数は、福島県からは3万6424人、宮城県からは5300人、岩手県からは1306人となっている。
- (5) 吉田千亜『ルポ母子避難―消されゆく原発事故 被害者』132-133頁(岩波書店・2016年)。
- (6) 吉田・前掲注(5)133頁以下参照。
- (7) 統一したルールで網羅的に避難者を把握する仕組みがなく、特に区域外避難者が大きな「穴」になっていることを指摘するものとして、関西学院大学災害復興制度研究所ほか編『原発避難白書』35頁「日野行介」(人文書院・2015年)。
- (8) 関西学院大学災害復興制度研究所ほか編・前掲 注(7)60-61頁〔福田健治〕参照。
- (9) 同上。
- (10) 2017年4月以降も独自の支援策を講じる自治体が北海道をはじめ複数存在する(2017年2月22日付日本経済新聞〔地方経済面、北海道〕、2017年3月14日付朝日新聞朝刊〔大阪〕)。
- (11) 2017年3月31日に区域外避難者らは、無償継続 を求める声明文を福島県へ提出している (2017年 4月1日付毎日新聞〔福島〕)。
- (12) 2017年4月4日の記者会見で、当時の復興大臣 が区域外避難者について(「帰れない人はどうす るんでしょうか」〔復興庁の「今村復興大臣記者 会見録」より〕という質問に対して)自己責任で あるとの考えを示したが、これが日本の現実であ る。
- (13) 2016年2月19日付朝日新聞朝刊。
- (14) 吉田・前掲注(1)37頁以下。
- (5) たとえば、2017年4月現在の避難指示区域のひとつである居住制限区域は、「年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域」であるが、「住民が受ける年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、『避難指示解除準備区域』に移行」し、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、

- 県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ」避難 指示が解除されることになっている(原子力災害 対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及 び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及 び今後の検討課題について」〔2011年12月26日〕)。 避難指示解除の要件については、既に2011年8月 の段階で、原子力安全委員会(当時)が「住民が 受ける被ばく線量が、解除日以降年間20mSv以 下となることが確実であ」ることというのを挙げ ていた(原子力安全委員会「東京電力株式会社福 島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の 解除に関する考え方について」〔2011年8月4 日〕)。
- (16) 日本語訳は、公益社団法人日本アイソトープ協会翻訳発行『ICRP Publication 103 国際放射線防護委員会の2007年勧告』(2009年)。以下、2007年勧告のページ数は本書による。
- (17) 「計画された状況を運用する間に、若しくは悪意ある行動から、あるいは他の予想しない状況から発生する可能性がある好ましくない結果を避けたり減らしたりするために緊急の対策を必要とする状況」とされる(44-45頁)。
- (18) 「線量又はリスクのレベル」であって、「これを 上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切で あると判断され」るものとされる(57頁)。
- (19) ICRP2007年勧告58頁、68頁以下、75頁。「被ばくを低減させるためにとられる対策が混乱を起こしているかもしれないような、異常でしばしば極端な状況に適用される」という(59頁)。
- (20) 吉田・前掲注(1)37頁参照。正確には、「制御さ れた後の1~20mSvの叙述がない」というもの であるが、「緊急の対策を必要とする状況」〔本稿 注(17)参照〕で用いられる「緊急時被ばく状況」の 参考レベルをいつまで維持するのかという趣旨も 含んだ批判ではないかと思われる。上記の1~ 20mSv というのは、「管理についての決定をしな ければならない時に既に存在する、緊急事態の後 の長期被ばく状況を含む被ばく状況」(ICRP2007 年勧告45頁)である「現存被ばく状況」における 参考レベルである(58頁、70頁以下、75頁)。こ の点に関して、福島第一原発については、2017年 4月現在でも原子力緊急事態宣言が発令中であ り、それゆえ「緊急時被ばく状況」の基準が妥当 するのだということも考えられるが、「緊急時被 ばく状況」の基準を維持するために原子力緊急事

- 態宣言を解除しないということになっていないか は検証する必要がある。
- (21) 吉村良一「福島原発事故賠償訴訟における損害 論の課題」法時89巻2号87頁 (2017年)。
- (21-2) ICRP2007年勧告55頁。
- 21-3) 福島県の県民健康調査に関して、「福島県における甲状腺がんの桁違いの多発傾向は明らかである」との指摘もなされているところである。津田敏秀「甲状腺がんデータの分析結果—2017年6月5日第27回福島県『県民健康調査』検討委員会発表より」科学87巻7号692頁(2017年)。
- (22) そもそも、土壌が汚染されていても空間線量は 汚染の軽微なエリアとそれほど変わらないという 場所も多い。空間線量を基準にすることが妥当か ということ自体も問われる必要がある。
- (23) 避難が法的保護に値するというのは、事故直後 の混乱期における避難については特に強調されて よい。吉村良一「『自主的避難者(区域外避難者)』 と『滞在者』の損害」淡路剛久ほか編『福島原発 事故賠償の研究』216頁(日本評論社・2015年) も、この時期の避難による賠償(とりわけ慰謝料) については、政府指示による避難者と区域外避難 者との間に差を設ける合理的理由に乏しいとす る。
- 24 軽微な汚染は本件事故前にも存在したのであり、本件事故と相当因果関係のある損害は、事故前と比べて汚染されている地域からの避難による損害に限られると一応は言える。ただ、本件事故後、政府は、震災廃棄物の問題をはじめとして放射性物質を拡散させる政策を採った(採っている)ため、福島第一原発事故に由来する汚染地域がスポット的に拡大している可能性もあり、この点をどのように考えるべきかは検討が必要である。本件事故との相当因果関係は肯定すべきであろうが、国賠法1条1項に基づく国の責任も問われやすくなるといえよう。
- (25) 従前の住居が借家であった場合は、「新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分」が賠償されるべき損害として認められている(第2・2 W②)。
- 26 潮見佳男「福島原発賠償に関する中間指針等を 踏まえた損害賠償法理の構築」淡路剛久ほか編 『福島原発事故賠償の研究』112頁(日本評論社・ 2015年)。
- ②7 原陪審「『中間指針第4次追補(避難指示の長

- 期化等に係る損害ついて)』の概要」(2017年1月 31日改定)。
- (28) 潮見・前掲注(26)112頁。
- (29) 窪田充見「原子力発電所の事故と居住目的の不動産に生じた損害―物的損害の損害額算定に関する一考察」淡路剛久ほか編・前掲注(26)144-145頁。
- (30) 吉田邦彦「居住福祉法学と福島原発被災者問題 (下) 一特に自主避難者の居住福祉に焦点を当て て | 判時2240号7頁以下(2015年)。
- (31) 住宅の再取得に要する費用は都市部に行けば行くほど高くなる傾向があるが、都市部でないと仕事を見つけることができないこともあり、この点を必要以上に問題とすべきではない。
- (32) 福島地判平成26年8月26日判時2237号78頁(2割の減額)、福島地判平成27年6月30日判時2282号90頁(4割の減額)。
- (33) 吉田・前掲注(1)38頁。
- (34) 従業員の家族を連れて一緒に避難する例は他にも存在した。このことは、2017年3月10日に京都大学で開催されたシンポジウム「災害の時代に備える」における、スーパーマーケット「フレスコキクチ」を展開する株式会社キクチの代表取締役会長である菊池逸夫の「震災と戦った中小企業家たち 原発30キロ圏からのリポート」という報告の中で、中小企業家同友会会員の行動として紹介されている。
- (35) 法律構成は様々である。相当因果関係の問題と構成する立場、民法422条の類推適用の問題と構成する立場などがある。X1が従業員に対して実質的に第三者弁済をしているとして、X1が東京電力に対して求償権を行使している構成することも考えられる。